

茨労発雇均 0801 第 1 号
平成 30 年 8 月 3 日

茨城県商工会議所連合会 殿
茨城県商工会連合会 殿

茨城労働局長

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の
周知について（要請）

日頃より、労働行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）が、第 196 回国会において、一部修正の上、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されました。

働き方改革を実現するためには、地域の事業主、特に我が県の雇用の約 9 割（全国では約 7 割）を占める中小企業・小規模事業者に働き方改革の趣旨をご理解いただいた上で、着実に取り組んでいただくことが重要であると考えております。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、貴団体の広報誌への掲載等により、改正法の内容を周知していただきますようお願いいたします。

また、県内の商工会議所については、所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（出張所含む）から直接訪問（8 月後半目途）させていただき、会員企業の皆様への周知協力依頼を行うこととしておりますので、所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所より依頼がある旨、各商工会議所にお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、別添の周知用資料に記載されている内容についての照会等は、下記の問合せ先において対応させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

記

（周知用資料に関する問合せ先）

茨城労働局 雇用環境・均等室

水戸市宮町 1 丁目 8 番 3 1 号 茨城労働総合庁舎 6F

TEL (029) 277-8295

茨労発雇均 0801 第 1 号
平成 30 年 8 月 3 日

(一社)茨城県経営者協会	殿
茨城県中小企業団体中央会	殿
日本労働組合総連合会茨城県連合会	殿
(一社)茨城労働基準協会連合会	殿
茨城県トラック協会	殿
茨城県建設業協会	殿
茨城県社会保険労務士会	殿
茨城産業保健総合支援センター	殿
(公財)茨城県中小企業振興公社	殿
茨城県中小企業同友会	殿

茨 城 労 働 局 長

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の
周知について（要請）

日頃より、労働行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）が、第 196 回国会において、一部修正の上、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されました。

働き方改革を実現するためには、地域の事業主、特に我が県の雇用の約 9 割（全国では約 7 割）を占める中小企業・小規模事業者に働き方改革の趣旨をご理解いただいた上で、着実に取り組んでいただくことが重要であると考えております。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、貴団体の会員企業の皆様に別添の周知用資料を配付する等により改正法の内容を周知していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別添の周知用資料に記載されている内容についての照会等は、下記の問合せ先において対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

(周知用資料に関する問合せ先)

茨城労働局 雇用環境・均等室

水戸市宮町 1 丁目 8 番 3 1 号 茨城労働総合庁舎 6F

TEL (029) 277-8295